

図7 介護予防通所介護と介護予防通所リハにおける口腔機能向上サービスの流れ

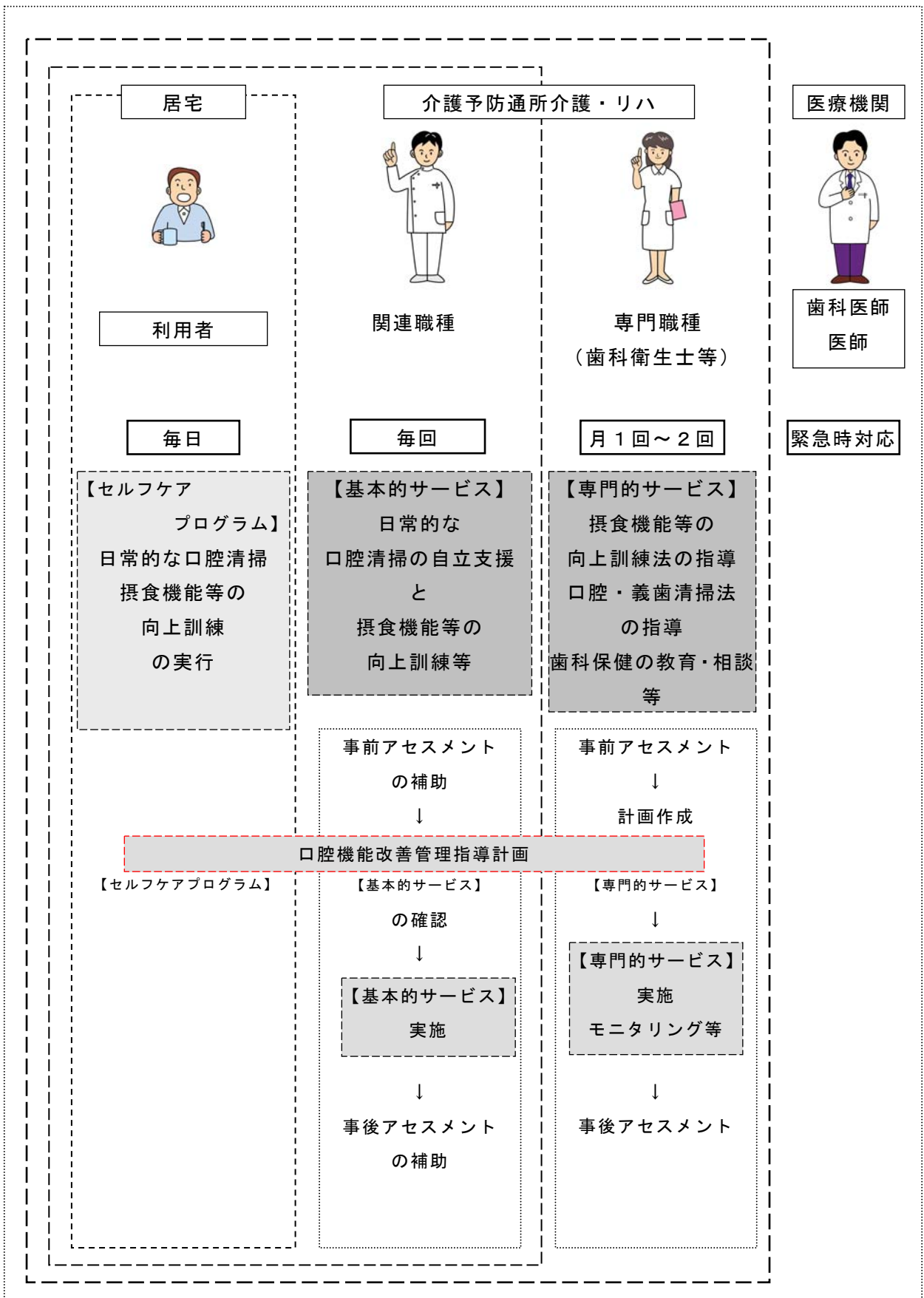


表5 予防給付における口腔機能向上サービスの内容（例）

	基本的サービス	専門的サービス
<実施期間の目安>	3か月ごとに口腔機能の状態を評価し、口腔機能向上が期待できると認められる者について継続的にサービスを提供する	
<提供の頻度>	毎回	月1～2回程度（各30分程度）
<サービス内容>	<p>①口腔清掃の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 <p>②日常的にできる口腔機能向上のための訓練（口腔体操・嚥下体操等）の実施</p> <p>③セルフケアプログラム、関連職種によるプログラムの実施</p>	<p>①口腔機能向上の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃の必要性について ○摂食・嚥下機能の維持、増進の重要性について ○味覚障害の予防法について ○口腔乾燥の予防法について ○気道感染予防について ○低栄養予防について <p>②口腔清掃の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔、義歯清掃法の習得 ○歯ブラシ、舌ブラシ等の使用方法について ○口腔粘膜清掃法について ○洗口剤、義歯洗浄剤、歯垢染色液、清掃器具（歯間ブラシ、電動歯ブラシ等）の使用法について <p>③口腔清掃の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 <p>④摂食・嚥下機能等の向上訓練の指導・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○咀嚼筋、口腔周囲筋、咽頭筋、摂食・嚥下器官等の運動等の訓練・実施 ○日常的にできる口腔機能向上のための訓練（口腔体操・嚥下体操等）の指導・実施 <p>⑤セルフケアプログラム、関連職種によるプログラムの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の特性を踏まえた日常的に行う居宅や施設でのプログラムの策定 ○プログラムの本人や関連職種への指導と管理

表6 予防給付における口腔機能向上サービスのスケジュール（例）

			基本的サービス	専門的サービス
第1週 第5週 第9週	火	<従事者> <サービス内容> <評価>	介護職員 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の自立支援 ②口腔体操・嚥下体操	歯科衛生士 ①口腔機能向上の教育 気道感染予防、低栄養予防等について ②口腔清掃の指導 口腔、義歯清掃法の習得 ③摂食・嚥下機能等向上訓練の指導 口腔体操・嚥下体操等の指導 ④セルフケアプログラムの指導 歯科衛生士による事前アセスメントを実施する。
第2週 第3週 第6週 第7週 第10週 第11週	火	<従事者> <サービス内容>	介護職員 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の自立支援 ②口腔体操・嚥下体操 ③介護職員によるセルフケアプログラムの確認	
第4週 第8週 第12週	火	<従事者> <サービス内容> <評価>	介護職員 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の自立支援 ②口腔体操・嚥下体操 ③介護職員によるセルフケアプログラムの確認	看護職 ①口腔機能向上の教育 摂食・嚥下機能の維持、増進の重要性等 について ②口腔清掃・義歯清掃の確認 義歯洗浄剤等の使用法について ③摂食・嚥下機能等向上訓練の指導 日常的にできる口腔機能向上訓練等の指導 看護職によるモニタリングを実施する。
第13週	火	<従事者> <サービス内容> <評価>	介護職員 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の自立支援 ②口腔体操・嚥下体操	歯科衛生士 ①口腔機能向上の教育 味覚障害、口腔乾燥の予防法等について ②口腔清掃の指導 口腔粘膜清掃法の指導 歯垢染色液、歯間ブラシ等の使用法について ③摂食・嚥下機能等向上訓練の指導 日常的にできる口腔機能向上のための訓練等の指導 ④セルフケアプログラムの評価 歯科衛生士による事後アセスメントを実施する。

3.4. 介護給付（参考）

3.4.1. 目的

介護給付における口腔機能向上サービスは、要介護1，2，3，4，5の者で口腔機能が低下している者を対象に、要介護状態の重度化防止を目指して実施する。

要介護者の口腔機能が低下している状態を幅広くかつ早期に発見して、多くの利用者が口腔機能向上や改善、経管栄養管理移行の予防等に資するサービスを通じて、自分らしい生活の確立と自己実現を支援するものである。

3.4.2. 介護給付における口腔機能向上サービスの内容

主旨は予防給付と同様である。

ただし、対象者は口腔機能も、口腔清掃の自立もその低下が顕著に現れている者が多い。

- 1) 口腔機能向上の必要性についての教育
- 2) 口腔清掃の自立支援（摂食・嚥下機能を支えるための口腔清掃、食事環境の整備）
- 3) 摂食・嚥下機能等の向上支援
（咀嚼機能、嚥下機能、構音・発声機能、呼吸機能、表出機能等）

3.4.3. 介護給付の口腔機能向上サービス利用の流れ（図8）

要介護が対象者となり、居宅介護支援事業者によるケアマネジメントになる点を除いては、サービス利用の流れは、基本的に予防給付と同様である。

1) 要介護認定と口腔機能向上サービスの対象者

要介護認定の結果、要介護1，2，3，4，5と判定された者であり、下記の通り居宅介護支援事業者によるケアマネジメントで口腔機能の低下している者又はそのおそれがある者と課題分析（アセスメント）され、当該プログラム参加に同意が得られた者を対象者とする。

- ① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者
- ③ その他、口腔機能の低下しているもの又はそのおそれのある者
（③の具体的な例については p50 Q & A の Q3 参照）

2) 対象者に対する口腔機能向上サービスとケアマネジメント

(1) 居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所は、介護サービスを必要とする要介護者の課題分析（アセスメント）を実施し、利用者本人の自己実現に向けた「ケアプラン」（居宅サービス計画）を作成、本人・家族らの意志に基づいてプログラム参加を支援し、その実施状況を評価するという一連のマネジメント業務を行う。